

提案する諸条例等の制定要旨

議案第56号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、福良地区公民館の耐震補強・改修工事により新設又は改修された会議室等の名称及び使用料を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和2年10月1日と定めています。

議案第57号 南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例制定について

この条例制定は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、令和元年10月から3歳以上保育料無償化制度が開始されたことに伴い、幼稚園に通う3歳児以上の保育料を定めた南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止するにつき、これまで同じ子ども・子育て支援新制度の下、保育所、認定こども園の保育料は規則に、幼稚園の保育料は条例に根拠を規定していましたが、今回あらためて根拠規定を統一化して条例制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定め、南あわじ市立幼稚園保育料等徴収条例の廃止を定めております。

議案第58号 南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、伊弉漁港海岸環境施設（伊弉うずしお村）の供用を開始して約20年が経過するが、その間一度も利用料金を改定しておらず、労務費や物価の上昇により維持管理コストが増加していることから、施設の経営改善を考慮し、利用料金を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、令和3年4月1日と定めております。